

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」について

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会では、市立学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

スポ振の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意をいただいております。当制度の趣旨を御理解いただき、なるべく御加入くださいますようお願いいたします。

給付の内容等は、スポ振法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められており、その主な内容は次のとおりです。

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**、及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、スポ振法施行令第3条によります。]

① 医療費	初診から治ゆまでの病院・薬局等の医療費総額（医療保険における10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象となります（自己負担は、保険適用外を除き医療費総額の3割分（1,500円以上）となります）。 医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(例) 医療費総額が5,000円だった場合、2,000円支給</div> ただし、高額療養費の対象となる場合は、医療費自己負担（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。
② 障害見舞金	障害の程度に応じて、88万円（第14級）～4,000万円（第1級）が給付されます。（通学中の場合は、44万円～2,000万円）
③ 死亡見舞金	3,000万円が給付されます。 (運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,500万円)

※上記②③の金額は、平成31年4月以降に対象となる事実が発生した場合の額です。

3 共済掛金 ※令和7年度予定掛金

保護者等負担額	460 円
教育委員会負担額	460 円
合計	920 円

※加入者の掛金（保護者等負担額）については、8月末に指定口座から引き落とし、または納付書による金融機関等での支払いとなります。

4 その他

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求が行われないうちは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付は行われません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ⑤ スポ振の審査により、不備返戻や不支給となる場合もございます。

さいたま市子育て支援医療費助成制度とスポ振災害共済給付制度について

さいたま市では、0歳から18歳の年度末まで子育て支援医療費助成制度事業を実施しておりますが、「学校管理下の災害」につきましては、スポ振の災害共済給付制度加入者は原則として、スポ振の災害共済給付制度の利用をお願いします。

災害共済給付制度を利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であると申告をして医療費を負担し、後日スポ振からの給付金を学校経由で受領していただくことになります。

なお、子育て支援医療費助成制度とスポ振災害共済給付制度は、重複して給付を受けることが出来ません。後に手続きが煩雑になりますので、窓口での対応は慎重をお願いします。

【後に手続きが必要となるケース】

- ① 医療機関窓口で医療費を負担したが、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険における10割分）が5,000円未満だった場合、スポ振の災害共済給付制度の対象外のため、医療機関窓口で負担した医療費について、区役所の保険年金課で払戻し手続きが必要となります。
- ② 医療機関窓口で子育て支援医療費助成制度を利用し、スポ振の災害共済給付制度も利用して医療費の給付を受けた場合、後日、子育て支援医療費助成制度を利用分について、区役所の保険年金課へ返金手続きが必要となります。

日本スポーツ振興センター災害共済給付契約 加入手続きに係るお願い

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会では、市立学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。スポ振の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。教育委員会では加入を推奨しています。本制度への加入に同意いただける方は、以下の2つの手続きをお願いします。

① 加入同意書の提出

スポ振への加入にあたり、保護者の皆様に加入同意書の御提出をお願いいたします。

② 口座振替の申込

令和6年度からスポ振掛金の保護者負担金も、学校給食費と同様にさいたま市に直接納付いただくことになりました。つきましては、次の方法により、可能な限り口座振替のお申込みをお願いします。

※Web 申込

Web 申込では学校給食費とスポ振は、それぞれ口座振替の申込が必要です。口座は同一でお願いします。

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/002/014/004/p098162.html>



※口座振替申込用紙

上記ホームページ記載の金融機関の口座を開設していない場合は、学校から口座振替依頼書を受け取り、金融機関等へ提出をお願いします。なお、口座振替依頼書による登録の場合、申込書1部で学校給食費とスポ振掛金を兼ねております。

※その他

口座振替が難しい場合は、納付書により金融機関等でのお支払いとなります。

お問合せ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部

①同意書に関すること

健康教育課 保健係

TEL:048-829-1678（直通）、FAX:048-829-1990

②口座振替に関すること

おいしい給食サポート課 給食会計係

TEL:048-829-1591（直通）、FAX:048-829-1990

スポ振掛金の保護者負担金の手続きに関するQ & A

Q 口座振替を申し込む際、学校給食費とスポ振の2件をまとめて申込できますか？

Web 口座申込では、2件まとめての申込ができません。**大変お手数ですが、学校給食費とスポ振はそれぞれ1件ずつ口座振替申込の手続きをお願いします。**
(スポ振に加入しない方：スポ振分の口座振替申込不要)

Q 口座振替登録のべ切はいつまでですか？

紙の口座振替依頼書の場合は、7月15日までに金融機関窓口へ提出です。
Web 口座申込の場合は、8月5日までです。

Q 口座振替登録が間に合わなかった分の支払いはどうなりますか？

教育委員会より郵送する納付書にて金融機関窓口やコンビニエンスストア等でお支払いいただくこととなります。

Q Web 口座振替対象の32金融機関の口座を所持していない場合はどうすれば良いですか？

紙の口座振替依頼書を使用することにより、市が指定する他の金融機関※を選ぶことができます。通学先の学校から口座振替依頼書を受け取り、振替を希望する金融機関窓口でお手続きください。なお、紙での申込の場合、Webでの登録よりも登録情報の反映までにお時間をいただいております。
※「さいたま市 公金納付」とWeb検索して金融機関の確認をお願いします。

Q 就学援助(又は生活保護)を申請しますが、口座振替登録は必要ですか？

支援を受けることになった方についても、支援が終了した段階で速やかに口座振替に移行できるよう申込の手続きをお願いします。

Q スポ振掛金の保護者負担金の引き落とし日はいつですか？

8月31日です。

なお、上記の日にちが土日祝日の場合は、翌平日となります。

また、2学期以降の転入者は、自宅に納付書が送付されますので、金融機関窓口やコンビニエンスストア等にてお支払いをお願いします。

Q 残高不足で口座引き落としが出来なかった場合、①再振替可能ですか？②学校に現金を持参して支払うことはできますか？

- ① **再振替は実施しません。**教育委員会に連絡し、納付書の発行手続きをお願いします。納付書で金融機関窓口やコンビニエンスストア等にてお支払いができます。
- ② 学校では学校給食費・スポ振掛金の保護者負担金のお預かりはいたしません。①と同様に納付書をご利用ください。

Q 口座振替ではなく納付書払い希望ですが、納付書はいつ頃届きますか？

8月20日頃です。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について

さいたま市教育委員会
さいたま市立太田小学校長

さいたま市教育委員会では市立学校に在籍する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。この災害共済給付制度は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合に、保護者に対して医療保険適用の医療費や見舞金の給付を行う制度です。国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度であるため、低い掛金で手厚い給付が行われます。

災害共済給付制度の加入に際しては、保護者の皆様の加入意思の確認をしたうえで、加入する児童生徒について教育委員会がスポ振に手続きを行います。災害共済給付制度の加入は任意となりますが、本制度の趣旨を御理解いただき、不慮の災害に備えて、なるべく御加入くださいますようお願いいたします。

加入される際は、**令和7年4月8日（火）**までに御提出ください。

共済掛金

- 災害共済給付制度の加入にあたっては、**年額 460 円**（小・中学生）の掛金の保護者負担分が必要になります。
- ※共済掛金の金額改定に伴う保護者負担額の変更が生じた際にはお知らせします。
- ※小・中学生には、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の児童生徒を含みます。
- ※加入手続きの基準日（5月1日）で就学援助制度の認定世帯の方は、掛金を市と国が負担します。

子育て支援医療費助成制度等の取り扱い

さいたま市では、子育て支援医療費助成制度事業により、0歳から18歳の年度末までの医療費の助成をしていますが、学校管理下の災害は原則として、スポ振の災害共済給付制度の利用をお願いしています。

災害共済給付制度を利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であることを申告して医療費を負担し、後日、スポ振からの給付金（医療費の自己負担分3割と見舞金1割を給付）を受け取ります。

子育て支援医療費等の医療費助成制度を利用した場合も、スポ振の災害共済給付申請が出来ますが、その場合は、給付が決定した際に重複支給分の返還が発生します。

※重複支給の確認のため、災害共済給付の支給状況について、医療費助成制度担当部局と情報の共有を行うことがありますので御承知おきください。

加入同意書の提出のお願い

加入に同意いただける方は、以下に記入のうえ学校へ提出くださるようお願いいたします（切り取り不要）。
提出期限（令和7年4月8日）を過ぎると加入の申込が出来なくなる可能性がありますので御注意下さい。

同 意 書（切り取り不要です）

さいたま市立 _____ 学校（入学予定）

児童生徒氏名 _____（生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生）

さいたま市教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、さいたま市立学校（義務教育課程）に在学する期間、上記児童生徒が加入することに同意します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 保護者氏名 _____